

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律関係三段表

すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行なう地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構と締結しているものに限る。）

(特定農地貸付けの承認)
第三条 特定農地貸付けを

第三条 農地貸付の特定期限の規定
特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付に係る農業協同組合以外の者にあつては、申請書に貸付規程（地方公共団体及び農業委員会と協定）を添えてその特定農地貸付けに係る農地を管轄する農業委員会（昭和二十一年法律第八号）第三条第一項により農業委員会を置かなければならぬ。市町村にあつては、市町村長（以下同じ）に提出して、第三項の規定による承認を求めることがで能る。前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 特定期定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積

三二 特定期定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法

四 特定期定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他
の条件

一 特定期定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための条件

五 農業委員会は、第一項の認可の申請書並に二陽令二

3 五
農業委員会は、第一項の承認の申請があつた場合に
おいて、その申請が次に掲げる要件に該当するとの認め
るときは、その旨の承認をするものとする。
第一項第一款に規定するは農地の周辺地域における
農地も第一項第一款に規定するは農地の周辺地域には適用

おるといふ農業委員会は、その申込に係る申請が第一次の承認の申請があつた場合に該当するとの認められることを第一項に規定するものとする。すなはち、その申込に係る申請が第一次の承認の申請があつた場合に該当するとの認められることを第一項に規定するものとする。

二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
三 が公平かつ適正なものであること。
四 前項第三号から第五号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
五 その他政令で定める基準に適合するものであること。
六 前三項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第三条(特定農地貸付けの承認の基準)

第三条 法第三条第三項第四号の政令で定める基準は、同条第二項第一号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととする。

(特定農地貸付けの変更等)
第四条 特定農地貸付けについて法第三条第三項の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて

(特定農地貸付けの軽微な変更)

区域内の農地（第一号において「都市農地」という。）に係るものに限る。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。

一 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨

二 法第三条第三項の承認を取り消した場合又は協定を廃止した場合に市町村が講ずべき措置

(農地法の特例)
第四条 地方公典

で同条第二項各号に掲げる事項の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第三項において同じ。）の承認を受けなければならぬ。法第三条第三項及び第七条の規定は、前項の変更の承認について準用する。農業委員会は、法第三条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程（第一項の規定による変更の承認が附されたときは、その変更の承認に係るもの）に従つて特定農地貸付けを行つていないと認めるとときは、その承認を取り消すことができる。

第三条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第四条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一 法第三条第二項第一号に規定する農地の所在又は面積の変更に伴う変更

二 特定農地貸付け(地方公共団体の処分によるもの)を除く。(以下同じ。)を受ける者の募集を公共団体及び公的団体以外の者に委託することとする変更

三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの条件のうち当該特定農地貸付けによって設定される権利の種類の変更

四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための事務を公共団体及び公的団体以外の者に委託することとする変更

二号 第十条の規定にかかわらず、組合員の所有に係る農地について特定農地貸付けを行うことができる。

第七条 第三の特別区等の特別区の規定は、第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区(総合区)を含む。以下この条において同じ。)ごとに農業委員会を置かないとされたもの(除く。)については区又は区長(総合区長を含む。)に適用する。

第八条 第三条第一項及び第三項の規定により市町村が處理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一一年七月一六日法律第八七号)
抄

第一（施行期日）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次条の各号に掲げる規定は、当該各号に定める。施行する。（後略）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この政令は、法の施行の日（平成元年九月十一日）から施行する。
附則
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

この省令は、附則の施行する日（平成元年九月十一日）から施行する。

附則 この省令は、法の施行の日（平成元年九月十一日）から施行する。

附 則（平成二七年六月一〇日法律第五二号）

抄

第一（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を超えて、この法律は、この範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月二十四日法律第五七号）

抄

第一（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月を超えて、この範囲内において政令で定める日から施行する。たゞ、この法律は、この範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十三年五月二日法律第三五号）

第一（政令への委任）この附則に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十三年五月二日法律第三五号）

抄

第一（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を超えて、この範囲内において政令で定める日から施行する。たゞ、この法律は、この範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年十二月十三日法律第一百二号）

抄

第一（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九月を超えて、この範囲内において政令で定める日から施行する。たゞ、この法律は、この範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）

抄

第一（施行期日）この法律は、公布の日から起算して二年を超えて、この範囲内において政令で定める日から施行する。たゞ、この法律は、この範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年九月四日法律第六三号）

抄

第一（施行期日）この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年八月一五日農林水産省令第一号）

抄

第一（施行期日）この省令は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成二一年一二月一日政令第一八五号）

抄

第一（施行期日）この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

抄

附 則（平成三十一年五月一八日法律第二三号）

第一施行期日
だなし、範囲この内に法律規定はて、政令公布の日から起算して六月を超えて、公令で定める日から施行する。
次条内に法律規定はて、政令公布の日から起算して六月を超えて、公令で定める日から施行する。

この省令は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年九月一日）から施行する。